## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	芮鍾徳君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1990
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.63, No.7 (1990. 7) ,p.126- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-19900728-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 鍾徳君学位請求論文審査報告

た「日・韓における水法の比較研究――公法的側面の検討を中 芮鍾徳 (イエ・チョン・トク) 君が学位請求論文として 提出し

心に――」の内容構成は、左記のとおりである。

第一章 はじめに

第二節 研究の範囲と方法 第一節 研究の目的

一、水法の意義と対象 ( ) 水法の意義

水資源と法制

韓国の水法

二、朝鮮朝時代

一、三国及び高麗時代

三、植民地時代

第三章 水法の構造と内容 四、第二次大戦終戦後時代

第一節 日本水法の構造と内容

二、公水管理法制

→ 公水及び公水管理の意義

公水管理者

口 公水管理の対象

公水管理の内容

三、治水法制

口 水災防禦法 分 狭義の治水法

四、利水法制

水災復旧法

第二章 水法の変遷過程

口 公共用物としての地位と特色

公法としての地位と特色

二、水法の地位と特色

水法の対象

第一節 日本の水法

明治以前時代

三、大正・昭和時代 明治時代 第二次大戦終戦後時代

公水利用法

三、治水法制

狭義の治水法

六、その他水関連法制 二、公水管理法制 口 公水管理者 水環境保全法制 河川法 概説 公水事業法 公水管理の意義と対象 公水管理の内容 地下水法 公害対策基本法 水環境保全法制の課題と問題点 その他の水環境法制 瀬戸内海環境特別措置法 水質法 (水保全二法) 水資源開発法 公水管理に関する費用 水質汚濁防止法

温泉法及びその他の法律 韓国の水法の構造と内容

第四章 水法と権利救済 一、利水・治水面においての権利教済

一、利水面においての権利救済

二、治水面においての権利救済

五、水環境保全法制 四、利水法制 口 公水事業法 公水利用法 水災防災法 水資源開発促進法 水災復旧法

(1) 河川法 ( ) 概説 環境保全法

四 その他の水環境保全法制

水環境保全法制の問題点

六、その他の水関連法制 () 地下水法

口 温泉法

第二節 私法上の権利救済

第三節 公法上の権利救済 二、水環境保全面においての権利救済

三、水環境保全面においての権利救済

→ 水環境紛争処理制度

⇒ 水環境行政訴訟

第五章 両国水法の差異点及び改善点

一、統一水法と公水の範囲第一節 公水管理法制

三、公水管理法

第三節 利水法制

二、渇水時の水の配分順位一、公水使用許可における競願処理基準と方法

三、水利権の法的性格と内容

1、水利権の調整問題

五、水資源開発

一、韋国のド環境民主法制第四節 水環境保全法制

二、日本の水質汚濁防止法一、韓国の水環境保全法

第五節 権利救済法制

界六章 むすびにかえて

(三角) オラオを発行する

(図表) 水法の体系とその内容

参考文献

びに地下水を対象とする。石油や鉱石などの資源は、採掘使用芮君のこの論文における水は、河川・湖沼等における水なら

請求論文として提出された。

→浸透→地下貯留→流出(河川)→貯留(海・湖等)という過わち水は、貯留(海・湖等)→蒸発→凝結(雲)→降水(雨・雪)すると枯渇する。しかし水資源は、独特の循環性を持つ。すな

程の繰り返しという循環性を持つ。

閑視してはいけないという。水法を研究する場合の基本姿勢とであるが、これらの法律を理解するにあたり、この循環性を等水に関する法律は、これら循環過程の一断面をとらえたもの

して、このような態度は正当なものと思われる。

法律や現象を材料とするかぎり、明確に基本方向なり範囲等を囲・方法を明らかにする。本研究のごとく、非常に多種多様なつぎに本論文の第一章は、こ の研究 の基本方向と目的・範

法にあたり参考にしようとする。このような外国人学者に対す

日本水法を先進の法制としてとらえ、韓国水関係諸法の立

本研究において、論者が最も心血をそそいだ部分である。

芮君

大類生活において不可決の有益な役割を果たす利水面における法秩序の問題として、利水法という柱をたてる。つぎに水のもって水法を利水法と治水法に二分することは、従来から採用されていた手法である。しかし乍ら、芮君は、利水・治水という相別目的を達成するだけにとどめず、利水の高度化ならびに治水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間お水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間お水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間お水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間お水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間お水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間お水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間お水の適正化という視点から、大利水というは、大利水・治水は、大利水のもには、さらに多くの人びとの努力性というよう。

第三章「水法の構造と内容」は、日韓両国水法の検討であり、できしい資料となり、興味をもって読むことができる。日本国の学究にとり、韓国の古来からの水法史の要約は、極め日本国の学究にとり、韓国の古来からの水法史の要約は、極め日本国の学究にとり、韓国の古来からの水法史の要約は、極めて珍しい資料となり、韓国の古来からの水法中の要約は、極めて珍しい資料となり、興味をもって読むことができる。ここにおける第二章は、日韓両国の水法の歴史を記述する。ここにおける第二章は、日韓両国の水法の歴史を記述する。ここにおける

芮君の態度は、右後者を忠実に守ろうとする。しかしこのたとである。という学説を、客観的に正しく理解してもらうこまず日本の法制なり学説を、客観的に正しく理解してもらうこるわれわれの期待は、わが学界に寄与する学説の展開に先立ち、

めには、長い年月と、たゆみなき努力が必要である。

定めないと収拾のつかなくなるおそれがある。このため論者は、

(人水災は次第に克服され、これに代る人工的悪水(工業・農 人水災は次第に克服され、これに代る人工的悪水(工業・農 子の制度目的、運用等について要約が記されている。ただこの その制度目的、運用等について要約が記されている。ただこの その制度目的、運用等について要約が記されている。ただこの その制度目的、運用等について要約が記されている。ただこの その制度目的、運用等について要約が記されている。ただこの とが受ける数害救済のため の必要措置(水災防禦法)、③災害発生後における被害救済のため の必要措置(水災防禦法)、④災害発生後における緊 でれ多くの法律が配されている。これら各法律を熟読した上、 でれ多くの法律が配されている。これらにそれ の必要措置(水災防禦法)、⑤災害発生後における緊 の必要指置(水災防禦法)、⑥災害発生後における緊 の必要指置(水災防禦法)、⑥災害発生後における緊 の必要があり、これらにそれ の必要がは、一口にいっても、①災害を防止するための

野である。 つぎに利水法制であるが、この分野は、今後の最重要研究分 業等にともなう)の克服が問題となってくる。

する。そして河川法上、流水占用許可により、同法上の水利権

芮君は、まず公水利用の法律関係についての法的性質を検討

ての中心的問題であった。しかしその後、工渠用水利権、発電、農業水利権が慣行水利権として存在し、その利用調整が、かつにより与えられた許可水利権に二分する。そして多くの場合、施行以前の取水者に与えられた慣行水利権と、同法以降の法律が生ずると理解する。この水利権は、旧河川法(明治二九年)

生活用水

(水道等) が加わってきた、論者は、

これら利水間の

既存農業用水と新規都市用水間の調整

発電用水と農工業用水間 河川維持用水と農工業用水間の調整 [の調整

治水と利水間の調整

詳細かつ具体的に引用している。 に分けて検討する。そしてその検討は、 わが国の学説や判例を

つぎに右のごとき水需要の多様化に応ずるため、各種事業

行政法学上の公企業にあたるとし、公企業理論にもとづいた、 主体・成立・運営・監督につき問題点を提示する。 を管理しなければならないという。そしてかかる公水事業は、 上水道・下水道・工業用水道・灌漑事業等)として、水

分析・検討をおこなう。

と内容に移る。 本論文は、日本の水法の構造等をのべた後、韓国水法の構造

資源を国家が直接管理することが憲法に規定されている。 と経済成長という国家政策を強力に展開するため、国家の天然 りもたらされた廃墟から、全国土を復興させるため、 憲法一二〇条①鉱物その他重要地下資源・水産資源・水力と 日本法と異り、韓国の場合、第二次大戦と六・二五動乱によ 国土開発

経済上利用できる自然力は法律に定められるところによって一 定期間その採取・開発または利用を特許することができる。 ②国土と資源は国家の保護をうける。国家はその均衡のある

> 開発と利用のために必要な計画を樹立する この憲法の規定が、韓国水法の基礎となる、すなわち自然資

源の国有化原則が憲法自体に規定され、その採取・開発または

利用の場合にかぎり、それが法律に委ねられるという基本構造

を採用する。

法制その他水関連法制に分け、その体制と内容および問題点の 場合に準じ、公水管理法制、治水法制、利水法制、水環境保全 が、公水管理に関する法律を持っているという。そして日本の 降にはじめて公水管理に関する法律を制定するにいたったため、 水法の歴史は大変短く、日本水法に較べ、精巧・緻密ではない 芮君によると、韓国では、植民統治時代または、<br /> その時代以

高麗および朝鮮時代から現代にいたるまでの興味ある記述がな ての社会経済秩序は、農業を中心として形成・発展してきた。 の慣行が存在した。それらにつき簡単ではあるが、三国時代、 づく水紛争が先鋭化する。また水利権をめぐり、古代より独特 た多数人(農民)に同時発生するため、我田引水的傾向にもと 特に水稲農業は、 韓国は古くから水稲農業を根幹とする農業国家であり、すべ 水の需要が一時多量(農業用水漑灌期)、ま

に理解しがたい部分もある。換言すれば韓国学者にとり容易に おり、韓国に対し外国人であるわれわれにとり、必ずしも十分 なお韓国における水法の記述は、日本法に較べ簡略化されて されている。

韓国には、

地下水規制法は存在しない。

しかし芮君は、日本の

韓国において未だ問題視されていないという。したがって

あるいはやむをえないことかもしれない。人であるわれわれの理解のさまたげになるのであるが、これは知りうる法条の引用、文献引用が簡素化される。この辺が外国

質を持つ。

むをえないことであろう。

ル用水法) 」の検討も怠らない。「工業用水法」「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビ

「韓国の水法は、……日本のそれを模倣したところが多い」

بح

藍より青しをめざす、韓国学究の気概をみることができる。い」という。消極的な日本法の模倣でなく、青は藍より出でてる、日本の水法を導入して、制度的定着をしなければならな自的な水法を体系化するためには、何よりも、先進化されていいう事実を率直にみとめた上、「韓国水法の構造的改善と、独いう事実を率直にみとめた上、「韓国水法の構造的改善と、独

め好むと好まざるとにかかわらず、韓国法は、日本法と似た体変っても、行政法は変らないという部分が少なくない。このた流治時代の故に日本法が韓国に適用された。そして行政法規のように技術色の強い法は、ドイツの学者のいうごとく、憲法は漢国として躍進を続けている両国、その水法の基盤において共業国として躍進を続けている両国、その水法の基盤において共業国として躍進を続けている両国、その水法の基盤において共以上が芮君の提出論文の概要である。同君も述べているごと以上が芮君の提出論文の概要である。同君も述べているごと

加え、水環境保全法という三本柱の構成をとり、最新の問題にとのようなものがあるかという探索は、無意味な作業でない。どのようなものがあるかという探索は、無意味な作業でない。とのようなことが前提となる以上、日本の水に関する法律にこのようなことが前提となる以上、日本の水に関する法律に

も多くの頁数を割り当てている

新しい問題に挑戦する等の学究的態度は、賞讃に値する。また このような大作のなかの各部分が、要領よくかつ均衡を保って 著述されている。これは、後進が水法を研究するにあたり、非 本論文の、水文学的循環過程を前提とし、最終的には現在の

常に便利である。 日本法に対する理解認識も、極めて僅かな例外を除き正当であ 芮君は、非常な根気と努力を必要とする作業をなしとげた。

ろが大であると確信する。 る。 る。そしてこの論文は、韓国公法学の発達のため寄与するとこ この論文は日韓両国の水法に興味をもつ人たちに有益であ

士(慶應義塾大学)の学位を授与するのが適当と判断した。 右により、われわれ審査員は、全員一致、芮鍾徳君に法学博 九九〇年一月十九日

論文審査担当

慶應義塾大学法学部教授

慶應義塾大学法学部教授

副査

慶應義塾大学法学部教授 法学博士 法学博士

第三章

第四章 第二節 十九世紀の電気事業規制

第一節 会社の設立 道路使用

芳雄 健

第五節 ガス・電気委員会――マサチューセッツ州 自治体営の電気事業

第五章 結 語

藤原淳一郎君学位請求論文審査報告

藤原淳一郎君が学位請求論文として提出した著書「十九世紀

序

言

りである。

米国における電気事業規制の展開」の内容構成は、

左記のとお

第一章 十九世紀の電気事業

第一節 事業規制の理論モデル 州の事業規制

都市の事業規制

第三節 第四節 料金等への規制

木村弘之亮

**藤原淳一郎君は、一九七七年に「日本におけるエネルギー法**